

研究報告

日露和親条約を締結したロシア使節プチャーチンの来航からちょうど一五〇年を迎えた。これを記念し、ロシア国立海軍文書館ウラジミール・ソボレフ館長の特別寄稿を翻訳して掲載する(一)は翻訳者による注記である。同館長は二〇〇三年三月、国際研究集会のために来日した。ちなみに、論稿のタイトルは条約第一条の冒頭部分である。

(東アジアWG・保谷記)

「日露平和友好樹立のために……」(日露和親条約より)

——プチャーチン提督軍事外交使節百五十年記念——

V・S・ソボレフ

十九世紀半ばに至って、世界の海上交通と国際貿易の到達した発展水準は、日本が取っている外界からの孤立政策を解除させるための現実的可能性を生み出した。この情勢を自国の政策において、より積極的に利用し始めたのが欧米先進諸国である。このことを背景に当該地域における西欧諸国の圧倒的な影響力の現実的前提条件が作り出されていくが、同時にこれはロシアの国益に抵触するもので、太平洋域ロシア領の安全への脅威が醸成されつつあった。

一八五二年、外国の新聞雑誌に、K・リングゴールドとM・ペリーの指揮下にアメリカが近い将来日本遠征を行うという報道が開始された。この情報はロシア政府内に波紋を呼ぶ。これに関連し早速「アジア問題特別委員会」が設立されたが、委員会の構成員は、陸軍大臣A・チュエルヌイシヨフ公爵、海軍軍令部長A・メンシコフ公爵、外務省次官L・セニ

ヤヴィン、財務省次官P・ブロク等であった。

一八五二年の五月には「委員会」によって特別「意見書」が作成され、その中で近い将来を見据えたロシアの対日関係基本諸原則が明確に打ち出された。この文書には、アメリカ合衆国により企図された「対日」遠征は「結果として日本国家の政治体制の変革をもたらす可能性がある」と記され、合衆国が「日本人を彼らの要求に跪かせることを余儀なくさせるであろう」との懸念が表明されている。⁽¹⁾

「意見書」の作成者たちは、このような状況の中でロシアは「米国人が間違いなく入手するであろう権益を我々が失わないためには、何ら行動を起こさないでいること」はすべきではないとする。⁽²⁾ 早急に取り組むべき適切な方策についても提言がなされた。「意見書」の基本理念は、「ロシアから日本沿岸に軍艦を派遣し、日本政府にロシアとの修好通商関係樹

立の提案を行う」べきであろうというものであった。⁽³⁾

文書では更に、海軍省には計画中の壮大な「遠征」の技術面を保障する十分な用意があることが記されている。中でも特に「今回の長旅に向け、クロンシタット港警留中のフリゲート艦一艘の準備完了は、遅くとも九月までには可能である」と明記されている。遠征の指揮は侍従武官長エフイミイ・ヴァシリエヴィッチ・プチャーチン中将に委ねることが提言される。

この種の企画文書に課せられている規定に従って、「意見書」作成者により事業の見積もり費用も公表される。予定期間二年の遠征に要する全国庫負担は総額二十五万銀貨ルーブルが見込まれた。

事業の骨子は、「意見書」基本事項の説明を添え、外務省次官シ・セニャヴィンにより一八五二年五月十八日皇帝ニコライ一世に報告された。皇帝は「特別委員会」の意見に賛意を示し、当時語られたところでは、皇帝は「意見書」の一枚目に「遂行すべし」の一語を「書すること御満悦であられた」という。これを受け、E・V・プチャーチン提督の軍事外交使節団の具体的準備が直ちに始められた。

当初の予定では、使節団から日本皇帝に皇帝ニコライ一世の名で「国書」が手渡されることになっていた。「国書」の中では特に、E・V・プチャーチンは「最大の親善・友好表明」を以てロシアから派遣されたことが記され、更に「両帝国が隣誼を厚うし、両政府共に平和的行動様式を旨とする」⁽⁴⁾ことが強調された。

しかしながらその後遠征の準備が進められていく過程で、日本皇帝に「国書」を渡すかたちを取るよりは、日出ずる国の最高権力機関である「最高会議」に親書として渡す方がより目的に適うと判断され、文書自体もロシアのツァーリから出されたかたちを取らず、宰相K・V・ネツセリロデ伯が署名をした。

この親書の中にはE・V・プチャーチン使節団の主要目的、すなわち、ロシアの意思は「同様の友好強化により、二国間にもたらされる疑いなき利益を鑑みて、隣国たる日本帝国と友誼関係を結ぶ」ことであることが明記されている。⁽⁵⁾当該書簡は後日プチャーチンにより日本政府に提出されている。

ここで指摘しておかなければならないのは、この遠征がそもそもにおいて軍事外交使節団として企画されていたことである。従って、遠征の長たるE・V・プチャーチン提督は外務省と海軍省の「二重指揮下」に置かれていた。長途に就くに当たり彼が両省から具体的な訓令を受けたのはその理由によるものであり、しかも二通の訓令は一八五二年八月ニコライ一世により裁可されたのであった。

二つの訓令の主眼は二つの重要な点に帰着する。なによりもまず、対日友好通商関係樹立という任務が課せられる。もうひとつは、所定目的を達成するための手段と方法に関するものであった。後者の計画については、いずれの訓令においても同一の規定が明確に成されている。外務省訓令では、遠征は「完全に友好和親の目的を以て企画されたもので、目的の達成はただ平和的手段のみ、そしてもっぱら話し合いによつてのみ可能である」と述べられている。⁽⁶⁾

E・V・プチャーチンが受け取った「海軍秘密訓令」においても、「航海中、全目的の達成は、いかなる敵対的行動をも慎み、話し合いと平和的手段でもつてのみなされなければならない」と記されている。⁽⁷⁾

上記のように、遠征に要する総額二十五万銀貨ルーブルの国庫支出は皇帝により裁可された。この他、遠征の指揮者であるE・V・プチャーチンは直接準備の段階で、政府に対し数回にわたり、航海を成功裏に終らせるためには不可欠であると彼が考えた出費の補填として、追加割り当てを願ひ出ている。中でも、蒸気スクーター艦の購入用に七万五千ルー

ブルが要請された。あまり大きくないこの船は、航海中、水路関係の学術調査、通信連絡任務遂行等、作戦業務に随伴する課題解決任務が課せられた。更に提督は、英国でのフリゲート艦用近代装備購入と艦装用出費として、英貨二千ポンドスターリングの割り当て金を政府に願いつた。一八五二年八月十五日この金額は「大命」に従って財務省からE・V・プチャーチンに「個人裁量」のかたちで支給された。⁸

一八五二年秋までには、艦乗組員も、目前に迫った遠征の全人員も補充された。様々な艦隊の乗員が動員されている。フリゲート艦バルラーダ号艦長には侍従武官I・ウンコフスキー海軍少佐が任命され、副艦長に任に当たつたのはK・パスイエト海軍少佐であった。

乗員は、士官候補生四名を含む士官二十名、下士官二十八名、楽士二十四名、水兵三百十五名、医師、司祭、各一名、および文官二十八名という構成であった。⁹ 特筆すべきは、有名なロシアの作家I・A・ゴンチャロフがE・V・プチャーチン提督の秘書の資格でバルラーダ号に乗り組んだことである。彼は長期の困難な航海の間、欠かさず日記を認め、後にそれが著作「フリゲート艦バルラーダ号(旅行記)」の基を成した。この著作は革命前ロシアおよびソビエトロシアにおいても一度ならず版を重ねた。

海軍省の当初の計画では、E・V・プチャーチン使節団はフリゲート艦アウローラ号で途に就く予定であった。事実、一八五二年七月十一日海軍軍令部長A・メンシコフ宛書簡でE・V・プチャーチンは「フリゲート艦アウローラ号航海準備のため、早急に関連物品を英国に発注する」許可を願ひ出ている。¹⁰ その後遠征の直前になり、アウローラ号に代えフリゲート艦バルラーダ号を出航させる決定が成された。

一八五二年十月初めには遠征の準備はすべて整い、十月七日フリゲート艦は抜錨、クロンシタットから出航した。当日海軍省長官コンスタン

チン・ニコラエヴィッチ大公が艦を訪問、フリゲート艦バルラーダ号航海報告書によれば、「士官および乗組員一同に激励と愛国の辞を贈り、それに鼓舞された海軍軍人たちは勇躍、欣喜雀躍し、君主の御意により彼らに示された重要な目的のための途に就いた」¹¹。

話を少し先に進め、日出づる国の遠き岸辺を目指したバルラーダ号の航海は、長く困難を極めたものであったことを指摘しなければならない。早くも十月十二日にはズンダ海峡で「霧と曇天の中、艦はドラゲン暗礁にぶつかり」¹² 座礁する。艦長の要請でオランダの蒸気軍艦ウツフォ号が救出に向かい、バルラーダ号を曳綱に繋ぎヘルシノールまで曳航した。

後に蒸気艦の艦長ルンド中佐はこの救出活動に対し、皇帝ニコライ一世から銀貨四百ルーブル相当の宝石指輪を授与され、乗組員には五十オランダ金貨相当の賞与が下賜された。¹³

十月三十日バルラーダ号は英国ポーツマス港に入港した。点検の結果、艦は船渠に入れ、早急に抜本的修理を必要とすることが判明した。根本的問題は、バルラーダ号は改装船、即ち既に複雑な修理を経ており、しかも修理から既に五年以上使用されていることであつたのである。

艦はポーツマス港に曳航され、そこで積荷、すなわち大砲、弾薬等備蓄品、食料等が降ろされ、一方部隊は古い英艦のうちの一艘である一時的居留所に移された。一八五二年十一月十一日フレガート艦は、遂に船渠に引き入れられ、修理が始まつた。¹⁴

バルラーダ号が今だ英国に到着しないうち、ロシア政府の全権代表は遠征に必要な購入を始めた。一八五二年十月十九日コンスタンチン・ニコラエヴィッチ大公はニコライ一世に遠征のため「プリストルの《マルク・ヴィトヴィリ商会》でスクリュー機関付き鋼鉄スクーター艦を英貨三千三百七十五ポンド(約二万一千銀貨ルーブル)で購入するよう進言した」¹⁵。海軍省長官は皇帝への報告の時に、どうやら過大評価がないわ

けではないだろうが、「スクーター艦の購入には概算で英貨八千ポンド（約五万二千銀貨ルーブル）必要である」と指摘した。従って、その獲得の結果にロシアの国庫は約三万ルーブル節約されたことになる。あたりに獲得されたスクーター艦は「ヴォストーク」と名付けられた。

フリゲート艦バラルーダ号のために英国で、「爆撃砲【ボムカノン】四門」「マツシー型十二インチポンプ」、「塩水蒸留炉」、「ミニエ」式ライフル銃六十丁、その他の装備が購入された。⁽¹⁵⁾

十二月半ばに修理が完了し、装備弾薬のフリゲート艦への積み込みが始まった。

「航海報告」には、「バルラーダ号の英国滞在中、英当局は我々ロシア海軍軍人に対し極めて友誼的な配慮を示し、フリゲート艦に関する全要請は即刻かつ目に見える尽力を以て実行された」と指摘される。特に多大な助力を示したのは、ポーツマスの主任船舶技師D・アベテルであった。これに関連し、E・V・プチャーチン提督は一八五二年十二月十七日海軍軍令部長A・S・メンシコフ宛てに、「D・アベテルに対し、少なくとも千五百ルーブル相当の褒賞品授与に関する」申請書を送った。⁽¹⁶⁾ この申請に対しては、規定の手続きに従って「然るべき措置が取られた」。最終的に、皇帝に宛てたコンスタンチン・ニコラエヴィッチ大公の報告によれば、「アベテル氏に宝石指輪を下賜するようにとの御命令が陛下より下った」。しかしながら今回皇帝のこの命令の実行そのものには、全く予測もしない「障害」が生じた。この問題に関する文書の往復は、ロシア外務省が受け取った短い通知で幕を閉じた。簡略に記すと通知の骨子は「英国の現行法令に従えば、英公務員は贈答品、特に外国政府からのものについては、その受納を禁ずる」というものであった。⁽¹⁷⁾ これから察するに、駐英ロシア大使M・ブルノフ男爵は、結局千五百ルーブル相当の「宝石指輪」を贈与することができなかつたものと思われる。

この一件だけでも我々は、十九世紀に英国が達成したためざましい繁栄、すなわち「大英帝国の国威」を推進した原因と条件をよりはつきりと理解することができる。

こうして、バルラーダ号の以後の航海への準備は整い、スニットゲッド停泊地に向かった。しかし今度は自然状況が大きな障害となった。十一月と十二月中イギリス海峡は「烈しい西風が吹き、時折暴風雨に変わった」。遠征の途に就くことができたのは、追い風に変わるのを待って、一八五三年一月六日「聖体礼拝式が終わってから」のことであった。

遠征の最高責任者によって、当初立てられた基本的な航海ルートの変更という苦渋に充ちた決断が下された。ホーン岬を回って太平洋に出る当初の計画に代えて、喜望峰に向かいそこからインド洋を経てシナ海に出ることになった。

これについてプチャーチンは海軍軍令部長A・S・メンシコフに次のように報告している。「二ヶ月以上に渡って烈しい逆風が執拗に吹き続け、フリゲート艦バラルーダ号とスクーター艦ヴォストーク号は準備万端整ったにも関わらず、イギリス海峡に出ることができない状態です。この遅延のため、私はホーン岬経由の航海計画の遂行という当初の考えを変更せざるを得なくなりました。従って、ここから直接喜望峰に向かうことを決意しています」。⁽²⁰⁾

歴史家の立場からすれば、ロシア海軍省は、おそらく客観的な理由により、E・V・プチャーチン使節団のために困難な航海のあらゆる要請に応えうるような艦船を提供することができなかったたのであろう、と推測する根拠がある。それに関連して興味深いものとして、現場の当事者の一人で、しかも海事にはおよそ縁のない人間である作家のI・A・ゴンチャロフの書き記したものがあつた。「多くの者は、帆の装置をあたかも荒々しい自然に対する人間の偉大な力の証と見て、帆を嘆賞する。し

かし私はそこにもまったく逆を、すなわち人間が海に打ち勝つ力は持たないことの証を見るのである……。どうしようもないのだ。帆船は小型船で零細業者のものしかなくなり、他の船はすべて蒸気機関を備えている。大型帆船を建造しているような海軍造船所はどこにもなく、古い帆船を蒸気に改造しているくらいである。ポーツマス⁽²¹⁾の海軍省では私たちは、殆ど完成していた軍艦をまっぴらにして蒸気機関が組み込まれたのを目の当たりにした」。

本稿に与えられた紙数からして、アフリカ沿いの航海についての詳細は割愛し、その中の個別のエピソードを記すことにする。

例えば、サンチャゴ島ポルト・プライヤでロシア艦船は、「コルベト艦二隻とスクーナー船一隻からなるアメリカ合衆国の艦隊がアフリカ沿岸での黒人売買の停止を監視している」⁽²²⁾のに遭遇している。

一八五三年三月二十四日バルラーダ号とヴォストーク号は喜望峰のシモンズ湾に到着した。ここでフリゲート艦は再び緊急修理を必要とし、「内と外の両側から防水用詰めものを改めて入れなければならなかった」⁽²³⁾。艦の修理は一ヶ月に及び、それが終わって艦隊は南(インド)洋に出航した。インド洋の荒々しい気性と危険な習性は船乗りたちにはよく知られているが、それらすべてをロシア艦船は大洋横断の間身を以て体験した。

この困難な横断航海のエピソードを一つだけ紹介することにする。喜望峰から百二十マイルの海上で猛烈なしげが艦船を襲い、「十九時間にわたってフリゲート艦はトライスル【斜桁帆】とステースル【前橋支索帆】をたたくまで持ち堪えましたが、強い揺れと波が船に烈しく当たる中で舷排水溝の詰め物と特に舷の突出板の下の摺材が流れ出し、一部のピームがずれ、それをフェンダーにつないでいる肘材がゆるんでしまいました」⁽²⁴⁾（読者にとってここに出てくる海事専門語および語結合の具体的な

意味が飲み込めないであろうことは大いに想像できるが、事態の深刻さだけは十分に分かっていただけるものと思う）。

一八五三年五月二十四日船隊はシンガポールの停泊地を出港した。この時点でフリゲート艦バルラーダ号は、その損傷の度合いからして、もはや引き返すことができないことは遠征隊の指揮者たちにとって明らかだった。E・V・プチャーチンは一八五三年五月三十日付でコンスタンチン・ニコラエヴィッチ大公に軍務報告書を送り、使節団の任務を成功裡に終えるために日本沿岸にもう一隻軍艦を派遣してほしい旨の要請をした。その報告の中で特に、ロシアに帰国すべき時期、即ち一八五四年には「修理後すでに八年稼働したことになり……帰りの航海には相当な危険が伴う」こと、また、フリゲート艦バルラーダ号が遠征に選ばれた経緯は「新造フリゲート艦不足が唯一の理由」であったことが記されている⁽²⁵⁾。E・V・プチャーチンは「今年中に新造のフリゲート艦ディアナ号を派遣するについて皇帝の許可を得ること」を期待していたのである。

報告の中に一ヶ所だけ私的な問題に触れた部分があって、プチャーチン提督は、新たに派遣される船に同乗してサンクト・ペテルブルグから妻が来るができるよう許可を願っている。

シンガポールから出されたこの文書は、バルラーダ号に乗務する士官のひとりE・ブダコフ海軍大尉が急使となって北の都サンクト・ペテルブルグに届けられた。ロシア国立海軍文書館には一八五三年七月三十日付で海軍省長官がE・V・プチャーチンに宛てた返書も保存されている。長官は自分の部下に対し、ニコライ一世が「当初遠征に予定されていたフリゲート艦アウローラ号に代わって選ばれたフリゲート艦バルラーダ号が、帰路危険なことをお知りになり遺憾の意を表明された」ことを伝えた⁽²⁶⁾。さらに皇帝からは新造艦ディアナ号の日本派遣の許可が下りた。プチャーチン夫人を夫のもとに派遣することについても「皇帝の御許

可」が得られた。ただし、「商船で」という条件が付いた。何故ならば皇帝は「軍務を帯び航海する軍艦にご婦人方を乗艦させることはお認めにならなかつた」⁽²⁷⁾からである。

書簡の最後で大公は、自分の配下であるE・V・プチャーチンに対して注意を与えることを忘れなかつた。大公は、プチャーチン中将が隣接官庁である外務省への「報告文書」提出に過度の熱心さを発揮していることを非難した。これに関しては次のように書かれている。「私は、セニャーヴィン三等文官【外務省次官】に宛てた貴殿の書簡の中に外交事項には何ら関わらず、海軍以外には関係ない報告があるのを見て驚きを禁じ得なかつた。海軍固有の事項は海軍省上部にのみ報告すべきであつて、外部省庁に報告すべきものではなからう」⁽²⁸⁾。

思うに、この「一節」に読者は、あらゆる権威主義的国家体制に特有の「痛切に分つている」省庁間の張合いを見ることができようであろう。

ところで、困難な航海も終わりに近づいてきた。一八五三年八月二十二日付でコンスタンチン・ニコラエヴィッチ大公に宛てた報告の中でE・V・プチャーチンは、彼の指揮するロシア艦船が「無事日本に到着し長崎の停泊地に投錨した」⁽²⁹⁾と記している。パルラーダ号の前橋トツプマストには皇帝陛下の全権の旗が掲げられ、艦船は「国歌」神よツァーリを護りたまえ」の鳴り響く中、外洋から入り最初にある長崎砲台を通過したが、砲台は好奇のまなざしの日本人でいっぱいだった⁽³⁰⁾。

この後で、将来の和親条約の可能な条件についての日本政府代表者たちとの複雑な交渉が始まった。交渉は断続的に数ヶ月にもわたり行われたが、その経過と詳細全てを明らかにすることは本稿の目的ではない。

一八五三年秋の歴史的事件は、ただでさえ容易ならぬ露日間の交渉過程を多くの点で複雑なものにした。十月には露土間に戦争が始まり、英仏はトルコを公然と支持し、一八五四年三月に両国はロシアに対して

宣戦布告をした。

軍事行動は極東においても開始された。英仏艦船は日本近海でロシア船への攻撃を開始、ウルップ島のロシア人居留地の破壊、カムチャッカへの敵部隊の上陸等である。しかも、この海域における英仏艦隊はロシアの戦力を遙かに上回っていた。このような状況の中でE・V・プチャーチン使節団一行の艦船はロシア本土沿岸への帰着を余儀なくさせられた。一八五四年六月二十日E・V・プチャーチン提督と東シベリア総督N・N・ムラヴィヨフにより「特別決議」が調印された。「決議」では、パルラーダ号の今後の航海は「大規模修理なしでは危険を伴う」ことから、「艦をアムール川に入港させ越冬させる」ことが決められた。

一方、日本に向かうことになつていくフリゲート艦ディアナ号については、「近海にいる圧倒的に優勢な敵兵力との遭遇を避けるために秋までにリマン海峡を経てラザレフ岬に向かわせる」⁽³¹⁾ことが決定された。

このようにして、E・V・プチャーチン使節団の成功のため、フリゲート艦ディアナ号が提供された。戦時下では「当地域に駐在する軍隊司令官」を兼任している東シベリア総督N・N・ムラヴィヨフは、一八五四年八月六日コンスタンチン・ニコラエヴィッチ大公に宛て、「侍従武官長プチャーチンにより始められた日本との交渉が成功裡に終るようにとの皇帝の御意を受け、私は同氏にフリゲート艦ディアナ号を直接指揮下に置くことを提案した」⁽³²⁾。

一八五四年九月ディアナ号の日本沿岸への航海の準備が始められた。ロシア国立海軍文書館には、遠征の指揮者たちによって作成され五十二砲フリゲート艦ディアナ号艦長S・レンフスキ少佐によって署名された、索具、食料、医薬品などの「必要量リスト」が所蔵されている。

これらの文書の中から例として、一八五四年九月九日付の「四百五十七人分の食料必要量リスト」⁽³³⁾を挙げる。

肉	九五九ブード	半年分
バター	四一ブード	同上
乾パン	三〇八四ブード	同上
塩	二二二ブード	一年分
穀物	一〇二八ブード	半年分
豆	一四八五ブード	一年分
酒	一六六三ヴェドロ	一年分
酢	二四七ブード	一年分
キャベツの酢漬	一一八八ブード	一年分
麦芽	一六六三ブード	一年分

【ブード四十四フント六三・三八キログラム】

しかし、当時の極東における軍の主計倉庫には、E・V・プチャーチン使節団のために必要なものは全て極度に不足していたようである。例えば、当時の記録を見ると、上記「リスト」十品目のうち必要を充たしているのはわずかに四品目で、しかも十分量ではなかった。「リスト」によれば「出発に当たって供出された」のは以下のものに限られていた。

塩	一三九ブード
穀物	四一九ブード
豆	二七九ブード
酢	三八ブード

これに関連してE・V・プチャーチンは一八五四年十一月十一日海軍省長官宛てに事態を憂慮した軍務報告書を送ることを余儀なくされた。

報告書では、フリゲート艦ディアナ号への必要物資調達の保障は「早急な措置を必要とする」⁽³⁴⁾ことが強調されている。

我々の目から見てきわめて興味深いのは、遠征指揮者のこの報告書のその後の運命である。報告書がペテルブルグに到達しコンスタンチン・

ニコラエヴィッチ大公の執務机に置かれるまでに数か月を要した。書類の執行に入り、それなりに素晴らしい決裁が下りたのは一八五五年四月十九日のことで、これでE・V・プチャーチンの心労に終止符が打たれたのであった。「侍従武官長プチャーチンの要請する物資の調達・配給は現時点では不可能であることに鑑み、皇帝陛下はプチャーチン報告書に配慮するよう命ぜられた」⁽³⁵⁾。

ところが実際には、この時点で既にフリゲート艦ディアナ号そのものが存在をしていなかった。一八五四年十一月末、ディアナ号は日本沿岸を緯度三度間の広範囲にわたって襲った烈しい地震の連続のひとつによって駿河湾に沈没した。この地震は尋常ならぬ破壊力を持ったもので、伊豆半島西岸に壊滅的打撃を与え、数千戸もの家屋が破壊され犠牲者数は膨大なものであった。

フリゲート艦ディアナ号の沈没後、E・V・プチャーチンを団長とする使節団一行総勢約五百名は上陸し、戸田村の宝泉寺に一時的に滞在することを余儀なくされた⁽³⁶⁾。

E・V・プチャーチンの要請で地元の日本側当局は、我が国の遠征隊に対し多大な援助をし、ロシア帰国のための新船建造が使節団の一時滞在場所直接始められた。

複雑な状況下にも関わらず、E・V・プチャーチンは日本政府代表との条約交渉をねばり強く続けた。多くは彼の外交的才能と努力のおかげで、長期間の複雑な交渉過程に好ましい方向が見えてきた。遂に一八五五年二月七日、下田において日露間で初めての和親条約、下田条約が調印された。

条約の第一条では次のように謳ってある。「今後ロシアと日本との間に恒久的平和と真の友好があるべし。両国の領土に於いてロシア人と日本人双方は、その個人的安全のみならず財産の不可侵に関して、保護と

庇護を享有すべし⁽³⁷⁾。

第二条では両国の国境の確定がなされている。「今後エトロフ島とウルップ島の間を国境と定める。エトロフ全島は日本に帰属し、ウルップ全島およびそれ以北のクリール諸島はロシアの領土と成す⁽³⁸⁾」。

第三条によれば、日本政府は「ロシア船のために、伊豆下田、箱館領箱館、肥前長崎の三港を開く⁽³⁹⁾」。

これら以外に本条約には全部で九条の他の条項があり、両国間の関係の原則がより深いレベルで規定された。

条約は両国全権代表の署名と対応の印でもって認証された。強調しておかなければならないことは、下田条約は双務的すなわち同権的性格を有していたことで、ロシアは日本国民にとり、日本はロシア国民にとり、それぞれ等しく開かれ、貿易における権利も同等のものであった。

一八五五年三月新造スクーナー艦戸田号が完成、これによりE・V・プチャーチン一行は無事ロシアに帰国、アムール河口に到着することができた。

下田和親条約は両国外交の疑いのない成果であり、日露関係を初めて質的に新しい法的基礎の上に置いた。

今日この国際的な法文書の歴史的价值を再評価することは難しいが、この条約そのものは、客観的および主観的レベルで多大な困難と矛盾があったとしてもそれらは偉大な平和的目的に向かう意志と熱意があれば見事に克服されうることを示す明確な例である。

【注】

- (1) Российский государственный архив Военно-Морского Флота (далее - РГАВМФ), ф296, оп1, д.75, а, лл.21-23.
- (1) Там же, лл.63-64.

- (2) РГАВМФ, там же, лл.23-23.06.
- (3) Там же, л.24.
- (4) Там же, лл.63-64.
- (5) Там же, лл.65-65.06.
- (6) Там же, л.48.
- (7) Там же, л.39.06.
- (8) Там же, д.75, лл.12-13.
- (9) Там же, лл.141-142.
- (10) Там же, д.49.
- (11) «Морской сборник, издаваемый Морским Ученым Комитетом», т. XX, № 1, январь, СПб, 1856, с.133.
- (12) Там же.
- (13) Там же, с.134.
- (14) Там же, с.135.
- (15) РГАВМФ, ф296, оп1, д.75, лл.47-47.06.
- (16) Там же, лл.116-116.06.
- (17) «Морской сборник...», т. XX, № 1, с.137.
- (18) РГАВМФ, ф296, оп1, д.75, лл.79-80.
- (19) Там же, л.88.
- (20) Там же, лл.138-138.06.
- (21) Гончаров И. А. «Фрегат «Пагладя» / Собр. соч. в 6-ти томах // т.2, М., 1959, с.22-23.
- (22) «Морской сборник...», т. XX, № 1, с.140.
- (23) Там же, с.141.
- (24) Там же, с.143.
- (25) Там же, с.144.
- (26) РГАВМФ, ф296, оп1, д.75, л.186.
- (27) Там же, лл.186.06-187.
- (28) Там же, лл.187-187.06
- (29) Там же, ф.283, оп2, д.5813, л.73

- (20) Там же, д.76.
- (21) Там же, ф.296, оп.1, д.75, л.240.
- (22) Там же, л.244.
- (23) Там же, л.376.
- (24) Там же, л.369
- (25) Там же.
- (26) Черевко К. Е. Зарождение Русско-Японских отношений. XVII-XIX века, М., 1999, с.247-248
- (27) РГАВМФ, ф.410, оп.2, д.1074, л.3.
- (28) Там же, л.306.
- (29) Там же.

(翻訳：有泉和子)